

令和3年2月15日

お客様各位

白河信用金庫

このたびの福島県沖を震源とする地震により被害を受けておられる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫は、今回の令和3年福島県沖を震源とする地震により災害救助法が適用された地域の被災者の皆様に対し、本日より下記のとおり対応しますのでお知らせ致します。

記

1. 預金証書・通帳を紛失した場合でも、運転免許証・保険証等により預金者であることを確認できる場合には、1日10万円を限度に払戻し致します。
2. 届出の印鑑がない場合には、拇印にて対応致します。
3. 事情により定期預金・定期積金の期限前払戻しに応じます。また、当該預金等を担保に融資も致します。
4. 被災に起因して支払期日が経過した手形については、関係金融機関と協議のうえ取立ができるよう調整いたします。
5. 被災に起因した手形の不渡処分等、電子記録債権の取引停止処分又は利用解除等についてはご相談下さい。可能な限り対応致します。
6. 汚れた紙幣や貨幣については、お取り換え致します。
7. 災害による応急資金が必要な場合はご相談ください。手続きの簡便化、迅速化に努めるほか、ご融資金の返済猶予等についてもご検討させていただきますのでご相談ください。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等を説明させていただきますのでご相談ください。
9. 罹災証明書が必要な手続きにおいても、市町村における交付状況等を勘案し他の手段による被災状況の確認を考慮しますのでご相談ください。

以上